

久喜市公平委員会告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第3項の規定により、次の者を久喜市公平委員会委員長職務代理者に指定した。

令和8年6月3日

久喜市公平委員会委員長 遠藤 秀明

久喜市公平委員会委員 吉田 吉雄